業務部速報



No. 95

発行 21.12.12

JR東労組 業務部



乗務員の業務等の見直しについて」に関する申し入れ 団体交渉を行う! ① 12月6日開催

1.人間労働を前提として、移動時間や準備時間等に必要な労働時間を確保し、安全・健康・ゆとりの向上を図ること。

組合 安全・安定輸送の確保を前提に、働きやすさの向上	会社 会社としても同様の考えである。今回は乗務員勤務制
を図るという乗務員勤務制度の根本を変えないこと。	度改正までは至らない。確認!
人間労働だからこそ働きやすい環境や睡眠時間の確保	社員の働きやすい乗務行路を引き続き検討し、改善出来ると
は、安全を守るためにより重要であることを踏まえて、必	ころは改善する。
要な労働時間を確保すること。	
タブレットが導入され作業の変化があることから実態を	区所ごと、それぞれの 作業実態に合わせた労働時間を確保し
踏まえて、労働時間を確保するべきである。	ている。 確認!
余裕があるダイヤ設定をするべきである。余裕がある仕	余裕を持った時間を設定していく。 が在 訳
事をつくらないと、焦りやミスにつながる。様々な実態を	
踏まえるべきである。	

箇所ごとの作業実態に踏まえて必要な労働時間を確保することを確認!

2.就業規則(別表第2)に「出勤予備の者の1日当り労働時間数を7時間10分とする」ことを明記した場合の出勤時間の設定は、地方の特情を踏まえ短時間の設定も可能とすること。

組合 働きやすさの向上を図ることからも超勤を前提	会社 これまで通り超 勤を前提とした交番をつぐらないことは変わ
とした勤務作成を行わないということでよいか。	らない。
法定労働時間を超えるケースは区所の判断で、勤務	就業規則に7時間10分と明記するが、長短の予備を一律に
作成時に短時間の出勤予備を勤務指定することも可	否定するものではない。法定労働時間を超える勤務指定をす
能か。	る場合は、7時間 10 分以下の予備勤務を作成する。 確認!

箇所ごとの作業実態に踏まえて必要な労働時間を確保することを確認!

3.早目出場について、乗務に遅れないように余裕を持つ3分前出場の本質は変わらないことから、 安全・安定輸送の確保のためにも、これまで通り3分前出場の時間を加味した労働時間とすること。

組合 変更する合理的な理由がないので、これまでど	会社 区所から出場して乗り継ぐまでに、ある程度余裕時間を持
おり3分前出場とするべきである。	っている。今回の見直しによって3分を一律になくすものではな
	い。全体的に見直している。
乗務に遅れないために余裕を持つ 3 分前出場の本質	全体的に見て、 結果として増減はあるが、指示として 3 分前出場
は変わらないとあり、作業実態は変わらない。変更す	を行わない。 出場に対する余裕のある徒歩時間は確保している。
る合理性がない。	3分前出場を残すことは一致せず!
安全・安定輸送の確保のために、3 分前出場の時間を	安全・安定輸送のために行っている時間を加味して付与している。
加味した労働時間とすることは、認識が合うのか。	

安全確保やお客さま対応のため余裕を持った徒歩時間を確保することは確認

2へ続く